小金井市子どもの遊び場等整備事業支援委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

小金井市子どもの遊び場等整備事業支援委託

(2) 事業の目的

あらゆる子ども(障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子など、18歳以下の全ての子ども)や保護者同士の意見交換やインクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所の整備を行うことにより、子ども同士及び保護者同士の相互理解を促し、共生社会の実現を目的とします。

(3) 業務の内容

ア 子どもの意見の聴取(ワークショップ、アンケート調査、ヒアリング、先行 事例の視察先調査等)

イ インクルーシブ遊具の試験的設置及び導入遊具の配置設計

ウ インクルーシブデザインに配慮した菜園・子どもの居場所空間の検討及び設 置

- ※ 上記事業の詳細については、仕様書(案)のとおり。
- (4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

(5) 予算額(見積限度額)

48,244千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

ア 令和5年度限度額 11,348千円

イ 令和6年度限度額 36,896千円(債務負担行為)

- ※ 各年度の上限額を超えた提案は無効とします。
- ※ 本事業は、令和5年第3回小金井市議会定例会において、予算が議決される ことを前提とし、予算が成立しなかったときは、本プロポーザルに係る契約を 行わない場合があります。
- (6) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(7) 支払い方法

部分払い(2回)

第1回 令和6年5月(令和5年度分)

第2回 令和7年5月(令和6年度分)

なお、支払額は各年度の予算の範囲とし、各年度の成果品の納入、検査合格後、 受託者の書面による請求に基づき各年度分を支払うものとします。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市子どもの遊び場等整備事業支援委託プロポーザル審査委員会」 (以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意 契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束する ものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにし て、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。) を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行う ことになります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件(以下「資格要件」という。)は、次に 示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」における物品買入れ等競争入札 参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者で あること。又は、現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自 治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、物品買入 れ等競争入札参加資格者名簿にて申請先自治体に「小金井市」の登録を行うこと ができる者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に該当しないこと。
- (5) 小金井市又は他官公庁において、平成30年度から令和4年度のうちに本委託 契約との類似業務(子どもが利用する公園・広場・施設の設計・計画等(市民等 参加のワークショップ運営を含んでいる業務))の契約実績があること。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期日等
	プロポーザル実施要領等の配布	令和5年8月25日(金)
1	(配布場所は環境政策課窓口及び市ホー)	
	ムページからダウンロード)	令和5年9月8日(金)

2	参加希望申請書等の提出期限	令和5年9月8日(金)	
3	資格審査の結果通知	令和5年9月13日(水)	
4	質問書の提出期限	令和5年9月20日(水)	
5	質問書に対する回答(予定) 令和5年9月27日(水)		
6	企画提案書等の提出期限 令和5年10月10日 (火)		
7	第1次審査(書類審査)の結果通知	令和5年10月18日(水)	
8	第2次審査(企画提案書の審査、プレゼ ンテーション及びヒアリングの実施) 令和5年10月23日		
9	第2次審査の結果通知 令和5年10月31日(火)		
10	契約締結 (予定)	令和5年11月下旬	

7 プロポーザル実施要領等の配布について

令和5年8月25日(金)から令和5年9月8日(金)まで、環境政策課窓口(市役所第二庁舎4階:平日の午前8時30分~午後5時(正午~午後1時を除く))で配布する他、市ホームページよりダウンロードできます。

8 参加資格確認書類の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数	
1	参加希望申請書	1 部	
2 会社概要及び類似業務実績		1 部	

- (2) 提出期限 令和5年9月8日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 郵送(提出期限日必着)又は持参(平日の午前8時30分~午後 5時(正午~午後1時を除く))
 - ※ 提出期限までに参加希望申請書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなします。
- (4) 提出先 「15 間合せ先」のとおり
- (5) 資格要件の確認

提出資料を基に参加資格の確認を行い、結果については、令和5年9月13日 (水)までに担当者連絡先へメールで通知します。

9 質問と回答

- (1) 提出書類 質問書(様式3)
- (2) 提出期限 令和5年9月20日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール (着信確認の電話連絡をすること) 又は持参 (平日の 午前8時30分~午後5時 (正午~午後1時を除く))
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答 令和5年9月27日(水) (予定)

※ 回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、メールで回答します。 (個別回答は行いません。)

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は下表の順序で製本し、提案内容ごとインデックスを付して、簡易なA4ファイルで提出してください。

様式	提出書類の名称	規格
任意様式	企画提案書	A4縦、横書き、12ポイント、MS明朝体で作成
任意様式	見積書(税抜額及 び税込額)	A4縦、業務内容及び年度毎に内訳明細を記入

- (2) 提出部数 8部(【正本】記名1部、【副本】無記名7部)
 - ※ 副本は、事業者名及び事業者名が特定されるロゴマーク等を消すか、必要に 応じて黒塗り処理して下さい。
- (3) 提出期限 令和5年10月10日(火)午後5時まで
- (4) 提出方法 必要事項を記載し、配達証明付書留郵便による郵送(提出期限日 必着)又は直接窓口(平日の午前8時30分~午後5時(正午~午 後1時を除く))へ持参してください。なお、提出書類は、ファイル 綴じで提案内ごとにインデックスを付した上で提出して下さい。
- (5) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- 11 企画提案書の内容・記載を要する事項
 - (1) 業務の実施方法について
 - (2) 業務スケジュールについて
 - (3) 仕様書(案)に基づく企画提案内容及び優位性
 - (4) 業務実績について
 - (5) 業務体制について
- 12 プロポーザル審査方法
 - (1) 審査基準 別紙審査基準のとおり
 - (2) 1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を1次審査通過とします。ただし、応募事業者が3者に満たない場合は、1次審査は行わないものとし、2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

- (3) 2次審査(企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング)
 - ① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及び ヒアリングを実施し、第一受託候補者及び第二受託候補者を選定します。

なお、総得点が第1位又は第2位であっても仕様書に沿わない場合や得点が 著しく低い審査項目がある場合は、第一受託候補者又は第二受託候補者に選定 しないことがあります。

- ② 審査は、非公開とします。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法
 - ア 1者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とします。
 - イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行ってください。プレゼンテーションでは、パワーポイント等の使用を可とし、プレゼンテーションに必要な機器は全て参加者側でご用意ください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意します。なお、プレゼンテーション資料には、事業者名を記載しないよう留意願います。
 - ウ 出席者は、業務責任者及び主担当者を含む5人以内とします。
 - エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。 ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やか に事務局に連絡してください。

13 審査結果

- (1) 1次審査の結果は、令和5年10月18日(水)までに、1次審査に参加した 全者に文書にて通知します。
- (2) 2次審査の結果は、令和5年10月31日(火)に2次審査に参加した全者に文書にて通知します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日(閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した書類(以下「参加者提出書類」という。)を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 参加者提出書類が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出書類を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部(ただし、重要な部分に限る。)が記載されていないもの
 - エ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - オ その他、設定した条件を満たしていない場合

- ② 参加者提出書類は、知的財産権に関する法的保護の観点から、「参加希望申請書」及び「企画提案書の表題部分」を除き廃棄させていただきます。(ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではありません。)
- ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、契約相手方の承諾を得て参加者提出書類の内容を無償で使用できるものとします。参加者提出書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

なお、参加者提出書類は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがあります。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の参加者提出書類の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ(入札契約情報)に掲載している「業務委託契約書(約款)」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加してください。

15 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

担 当:小金井市環境部環境政策課緑と公園係

電話: 042-387-9860 E-mail: s040199@koganei-shi.jp